

感染症登校許可証明書(ご依頼)

本学では、学校感染症に罹患し、他者への感染の恐れがある場合、登校停止を規定しています。お手数をおかけしますが、他者への感染のおそれなくなり、登校に支障がなくなりました際には、下記証明書にご記入いただきますようお願いいたします。

フリガナ

学籍番号                      氏名                      生年月日                      年                      月                      日

上記の者を、下記の学校感染症と診断しました。  
本疾患が軽快し、感染予防上登校しても支障ないことを証明します。  
出席停止期間は              年              月              日 ~              年              月              日としたことを報告します。

該当する感染症名に○をつけてください。

種類	○印	病名	出席停止期間の基準(以下の基準に基づき、医師が判断)
第1種		病名(                      )	治癒するまで
第2種		インフルエンザ(特定鳥インフルエンザ、新型インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまでまたは5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
		麻疹	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺または耳下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
		風しん	発しんが消失するまで
		水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
		咽頭結膜熱	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	病状により学校医その他の医師に置いて感染の恐れがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種		コレラ	病状により学校医その他の医師に置いて感染の恐れがないと認めるまで
		細菌性赤痢	
		腸管出血性大腸菌感染症	
		腸チフス	
		パラチフス	
		流行性角結膜炎	
		急性出血性結膜炎	
	その他の感染症 ※ (                      )		

※ 溶連菌感染症、手足口病、伝染性紅斑、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症(ノロウイルス、ロタウイルス等)

年              月              日

医療機関名

住所

医師名

印

本学学生への注意事項

- ① 感染症登校許可証明書は、登校時に学生部医務室に持参してください。
- ② 本証明書は、教員に対して欠席の理由を説明する際の根拠資料としてご利用ください。ただし、本学では欠席の取り扱いを各教員の判断に一任しており、本証明書の提示によって欠席扱いとしないことを確約するものではありません。
- ③ 本証明書は原則として第三者に開示致しませんが、学内集団感染症において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の身体を保護するために必要がある場合には、本人の同意を得ずに例外的に第三者(保健福祉局など)に開示することがあります。  
連絡先: 学生部医務室 078-435-2703